

第3章

誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

いつまでも若々しい **生きがいの森** を育てよう



ともにめざす生きがいの森の姿

指標名	現況	年度		目標	年度	備考
各種がん検診受診率	14.8%	H17	▶	30.0%	H23	
健康推進員の数	210人	H17	▶	300人	H23	
地域福祉ボランティア活動に参加する人の数	1,350人	H17	▶	3,000人	H23	社会福祉協議会ボランティアセンター登録数
地域サロンの数	158カ所	H17	▶	350カ所	H23	
介護予防サポーターの数	180人	H18	▶	500人	H23	体操きらりサポーター養成講座受講生
認知症啓発リーダーの数	130人	H17	▶	1,000人	H23	認知症啓発リーダー養成講座受講生
障害者が働ける場の拡大	239人	H17	▶	265人	H23	通所施設で働く障害者数
障害者の日中活動の場の拡大	163人	H17	▶	199人	H23	デイサービス・サロンの利用者数
障害者グループホーム・ケアホームの利用者数	50人	H17	▶	109人	H23	

1 健康づくりの推進

現状と課題

一人ひとりが健康づくりに向けて努力し、地域や社会全体がその取り組みを支える環境づくりは個人にとっても社会にとっても大きな意義があります。国においては、平成12(2000)年に「健康日本21」が策定され、また、平成14(2002)年には健康増進法が公布され、わが国の健康づくりの機運は一層高まっています。本市においても、誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまちづくりに向け、地域や市全体で健康づくりを積極的に進める必要があります。

本市では、市民の健康づくりを支援するため、保健センターを総合相談窓口として、健康診査をはじめ、健康相談や保健指導などの各種保健事業を行い、乳幼児期から高齢期に至るまで誰もが元気で安心して暮らせる地域社会の実現に努めています。今後も、健康づくりを始めるきっかけづくりとして、各種事業のさらなる充実を図る必要があります。特に、急速な高齢化が進む中で生活習慣病の予防に対する市民の認識を高めるため、乳幼児期からの食育の大切さをはじめ、食生活と運動を中心とした生活習慣の改善の重要性を啓発する必要があります。

また、生活習慣病予防のための健康づくりは、個人での取り組みだけでなく、リーダーの育成や仲間づくりをはじめ、家庭や地域、職域での取り組みが大切になります。このため、健康推進員の養成やグループづくりに努め、地域での健康づくりを支援する必要があります。

一方、地域医療体制について本市では、市立病院2施設が二次医療機関・第二次救急医療施設病院の役割を果たし、市立診療所3施設、出張診療所3施設が一次医療を担い、保健・医療・福祉・介護が一体化した地域包括医療の実践を推進しています。このほか、独立行政法人国立病院機構滋賀病院1施設と民間病院5施設が立地しています。

こうした中、市立病院では、公立病院の役割としての高度医療や救急医療・小児医療などの不採算部門の運営や、医療保険制度の見直しなどが経営を圧迫しており、健全経営を図っていく必要があります。また、新医師臨床研修制度や医師の専門医志向、大都市偏在などによる医師・看護師不足の課題があり、医療スタッフの確保を図っていく必要があります。さらに、単独の医療施設のみでは完結型医療が困難な状況であり、病院間の連携による機能分担や相互補完を検討する必要があります。なお、昭和49年に建築された市立蒲生病院は、老朽化・耐震基準・医療アメニティ等の面で課題があり、本市の医療体制を総合的に考える中で今後の対応を検討していく必要があります。



能登川病院

医療施設・医療従事者の状況

保健所	医療施設数(カ所)				医療従事者数(人)			
	病院		診療所	歯科診療所	医師	歯科医師	薬剤師	看護師
	施設数	病床数						
1	8	1,576	64	44	171	57	139	897

資料：県医務業務課、県東近江地域振興局東近江保健所

注：医療施設数は平成18年12月31日現在、医療従事者数は平成16年12月31日現在。看護師には准看護師を含む。

🌿 基本的方向

保健・医療・福祉・介護の連携を強化するとともに、保健センターを市民の健康づくりの拠点として効率的な活用を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりをめざします。

誰もが健康で活動的な85歳を実現できるよう、「栄養」「運動」「休養」「健診」「生きがい」を健康づくりの柱として推進し、健康の維持・増進に努めます。

健康づくりを個人の努力だけに任せず、家庭、地域、職域で支援する環境づくりを、市民参加のもと、市全体で推進します。

市民の健康を守るため、本市の病院のあり方について総合的な検討を行うとともに、医療機関や健康福祉関係機関などとの連携・機能分担・相互補完などにより、地域医療体制の確立と地域医療の充実に努めます。

🌿 市民の取り組み

定期的に健診を受診し、疾病予防に努めましょう。

食生活や運動など、家族で健康づくりについて話し合い、継続して実践できるようにしましょう。

疾病に関する知識を高め、「かかりつけ医」への定期受診などにより疾病の管理や重症化防止に努めましょう。

地域での健康づくり活動に積極的に参加しましょう。

🌿 行政の取り組み

1 健康増進計画の策定及び推進

市民の健康づくりを積極的に進めるため、「栄養」「運動」「休養」「健診」「生きがい」を柱とした健康増進計画を策定し、「自分の健康は自分で守る」という姿勢を基本に、健康維持・増進のための取り組みを推進します。

2 地域における健康づくりの推進

個人の健康づくりを継続したものにできるよう、家庭、地域、職域において健康づくりに関する情報の共有化を図るとともに、地域の自主グループなどと連携した健康づくりを支援します。

地域の健康づくりを進めるリーダーとして、健康推進員の養成に努めるとともに、グループづくりや運動指導リーダーの育成支援に努めます。

3 健康づくりのための保健事業の推進

保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、総合的なサービスの提供を図るための拠点機能の充実に努めます。

日頃の生活において、健康づくりに関する知識が広まるよう、広報紙やホームページ、ケーブルテレビを活用して情報提供に努めます。

各種健診結果の分析を活用した健康相談、健康教室、訪問指導などの実施により、効果的で効率的な保健指導に努めます。

一人ひとりの年代や生活スタイルに合わせた生活習慣の改善を指導するなど、生涯を通じた継続的な健康づくりへの取り組みを支援します。

乳幼児健診については、専門スタッフの配置により健診内容の充実と相談体制を整備し、適切な育児情報の提供と育児支援に努めます。

4 生活習慣病予防の推進

基本健診をはじめとした健診事業に関する情報を周知して、各種健診の受診率向上に努めます。

「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にくすり」を合言葉に、より理想的な食生活と運動習慣の継続に向けた市民の取り組みを支援します。

5 地域医療の推進

市立病院や独立行政法人国立病院機構病院、民間病院の機能分担・相互補完により、地域医療体制の充実に努めます。

医療機関と保健・福祉・介護関係機関との連携を図り、地域包括医療を推進します。

本市の医療体制の総合的な検討を行うとともに、医師、看護師の確保や病院の健全運営に努めます。

病院間の連携や病院と診療所の連携を図るため、協議会の設置に努めます。

老朽化などの課題を持つ市立蒲生病院については、本市の医療体制の総合的な検討の結果を踏まえて対応を検討します。



2 互いに支え合う地域福祉の充実

現状と課題

平成12(2000)年の社会福祉法改正により、福祉サービスは「行政が提供する措置制度」から「利用者がサービスを選択し契約する制度」へと大きく変わりました。このような改革の背景として、地域の中で個人が自立しながら思いやりをもち、お互いに支え合い、助け合いながらともに安心して暮らせる地域共生社会づくりが必要とされています。

本市では、子育て支援をはじめ、高齢者や障害者の自立支援において、NPOなど様々な団体が活動を展開されています。今後は、こうした福祉環境を活かしながら、市民・地域・団体等との協働により、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉ネットワークを推進し、地域の福祉力を向上させていく必要があります。また、社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動を行っており、今後も関係団体などとの連携により活動を推進するために、その調整役としての役割がますます重要となります。

市内の各地域では、民生委員や自治会、ボランティアなどの協力によって地域サロンが開催されており、子育てや介護などを通じて地域における世代間交流が進んでいます。特に、地域福祉活動の推進役である民生委員・児童委員は、地域住民の相談役として、高齢者や障害者、子育て家庭等への支援活動を担っています。このような活動を推進していく拠点として、福祉センターや子育て支援センターがありますが、市民に身近なところでの活動推進には、地域の集会所や自治会館などの有効な活用を工夫することも大切です。一方、近年は個人情報やプライバシーの保護の問題などから、地域の中で支援を必要とする人の情報把握が困難になり、支え合い、助け合いの取り組みに支障をきたしています。支援の必要な人の孤立化を防ぎ、早期対応を行うためにも、この課題に対応できるシステムづくりが求められています。

さらに、これからの地域福祉を支えるためには、豊富な人材の確保が大きな課題となってきます。このため、保健・医療・福祉・介護等の有資格者の掘り起こしとその活用を図るだけでなく、新たな地域福祉の担い手として、NPOや地域団体、ボランティア団体を育成・支援することなどが重要です。また、団塊世代の退職期を迎え、市民自らが主体的に地域の活動に参加しようとする意識啓発を行う必要があります。

国際化や高齢化が進む社会の中で、子どもや高齢者、障害者はもとより誰もが安心して暮らせるよう、人権尊重の意識を高めることや、公共施設、交通機関のユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

また、福祉教育や体験学習については、社会福祉協議会により、福祉活動推進校を中心とした取り組みが行われ、児童生徒の福祉に関する理解や関心も高まっていますが、今後は地域ぐるみの取り組みへ広げる必要があります。

🌿 基本的方向

子育て支援・高齢者支援・障害者支援活動などの地域福祉活動を促進するため、地域における支援ネットワークの整備や福祉ボランティアを充実し、互いに支え合い、助け合う福祉意識の高い地域づくりを進めます。

子育てや介護などの地域福祉活動を通して、暮らしの場における世代間の交流を図りながら新たな支え合いの仕組みを築くとともに、隣近所や自治会などにおける活動から、小学校区・中学校区及び日常生活圏域における活動、そして全市的な活動へと三重の安心ネットワークが広がる活動を展開します。

これからの地域福祉を支える保健・医療・福祉・介護の人材確保を図るとともに、地域福祉を支える新たなセクターとして、NPOや地域団体、ボランティア団体の育成・支援に努めます。また、団塊世代が退職後、主体的に地域活動に参加できるよう意識啓発に努めます。

誰もが快適に暮らすことができるよう、公共施設や交通機関のユニバーサルデザイン化を進めます。

🌿 市民の取り組み

地域の福祉について学び合いましょう。

自分にできる地域の支え合いやボランティア活動に参加しましょう。

近所の子どもや地域住民同士で、見守りや支え合いにつながる「声かけ運動」を広げましょう。

近隣で「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感を育み、災害時などに支援が必要な人を地域で協力して助けられるよう、日頃から備えておきましょう。

🌿 行政の取り組み

1 地域福祉計画の策定及び推進

市民・地域・事業者などの参加のもとに地域福祉計画を策定し、参加と協働によって安心して暮らせる住みよい地域づくりを推進します。

2 地域サロンづくり事業への支援

広く市民に地域での見守りや支え合いの必要性を周知し、地域住民が中心となって高齢者や障害者、子どもたちが気軽に参加できる地域サロンが開設され、世代間交流や地域内交流が図られるよう支援します。

3 地域福祉ボランティア団体の育成と活動への支援

生きがいづくり、仲間づくりを進めるため、地域で無理なく継続して活動できる組織づくりを支援します。

ボランティア団体への情報提供を行うとともに、福祉サービスへの積極的な参画を促進します。

社会福祉協議会や福祉団体、ボランティアセンターなど関係機関との連携やつながりを通じて、ボランティアの育成や情報把握を行うとともに、その活動を支援します。

4 地域で支え合う福祉活動への支援と拠点整備

地域福祉向上のための中心的な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、その運営を支援します。

地域福祉の拠点となる福祉センターの機能を活かし、身近な地域の福祉サービスに関する情報の受発信を積極的に行います。

民生委員・児童委員、関係機関・団体、地域住民等との連携を深め、支援を必要とする人たちに対する支え合いのネットワークの整備を図ります。

市民参加による福祉活動を通じた「福祉コミュニティ」の形成に向け、地域の福祉活動の活性化と活動拠点の整備に努めます。

赤十字奉仕団などの地域団体やボランティア、NPO等による多様な福祉活動が育ち、継続して行われるよう、情報の提供や活動場所の整備などの支援に努めます。

市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、各地区のまちづくり協議会による福祉のまちづくりへの取り組みを支援します。

保健・医療・福祉・介護の多様な人材を発掘し育てるとともに、様々な地域福祉事業への参画を促進します。

5 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が自由に行動でき、安全・安心で快適に生活できるよう、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進・啓発に努めます。



ボランティアによる給食サービス

3 高齢者福祉の充実

現状と課題

すでに人口減少時代を迎えたわが国は、今後高齢化が急速に進行し、高齢者をめぐる状況も大きく変化することが予測されます。こうした中、社会保険の仕組みによって高齢者介護を社会全体で支えるため、平成12(2000)年4月から介護保険制度がスタートし、措置から契約へと制度が大きく転換されました。施行以来6年が経過した現在、全国的にも介護サービスの利用者は増加し、介護に係る費用の増大は避けられない状況となっています。

このような状況を踏まえ、すべての高齢者を対象に、介護予防、生きがいづくり、生活支援等を通じて、要介護状態になることをできる限り予防し、また、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないように総合的な保健福祉水準の向上を図る必要があります。

高齢者の社会参加による生きがいづくりについては、老人クラブ活動への支援をはじめ、生涯学習・スポーツ活動の推進や地域における子どもとの世代間交流事業などを進めています。今後も、老人クラブ活動をはじめ高齢者同士の活発な交流を支援するとともに、まちづくりの視点から、団塊の世代をはじめ、あらゆる世代に目を向けた事業展開が必要です。

介護予防については、高齢者健康づくり教室など健康管理・指導の実施、転倒予防教室の実施、閉じこもりや軽度認知症の高齢者に対する「生きがいデイサービス」などに取り組んでいます。今後は、各教室に参加できない高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの対応が必要です。また、「生きがいデイサービス」に参加している高齢者の状態を評価し、生活の向上につながるような支援をすることが必要です。

認知症に関する啓発については、「認知症は病気である」との理解を深め、今後増加していく認知症高齢者を地域で支えていくため、「みんなで考える認知症啓発学習会」を開催しています。また、認知症の高齢者に関する情報提供・相談・サービスについては、家族・介護者の会などの協力で介護相談日を設けています。年齢を重ねるにつれ、認知症を発症する人が増加しています。そのためにも、認知症啓発事業は市全域で取り組む必要があり、個人・地域で主体的に認知症啓発に取り組んでいける人材の育成や認知症啓発サポートの養成を図る必要があります。

また、介護が必要な状態になった場合でも、人としての尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、介護サービス基盤を整備する必要があります。さらに、福祉・介護に関わる地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターを設置しており、その機能が十分発揮されるよう体制の充実を図っていく必要があります。

高齢者人口と介護保険の状況 (単位：人)

総人口	118,357
うち65歳以上人口	22,159
高齢化率(%)	18.7
介護保険第1号被保険者	22,132
65～74歳	10,896
75歳以上	11,236
要支援・要介護認定者	3,319
要支援・要介護認定率(%)	15.0

資料：長寿福祉課(平成18年3月31日現在)

注：1.総人口は、住民基本台帳登録人口と外国人登録人口を合算したものと

2.要支援・要介護認定率は、65歳以上人口のうち、要支援・要介護認定者が占める割合。

🌿 基本的方向

高齢者活動の推進役となる老人クラブの活動支援を進めるとともに、地域社会への積極的な参加を促進するため、生きがいづくり活動や健康づくり活動などの事業を展開します。

介護予防が必要な高齢者を対象にした介護予防事業を実施します。また、一般高齢者へは健康に対する意識を高め、地域で自立した生活ができるよう支援します。

認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護保険の円滑な実施を図るとともに、認知症についての正しい理解と早期発見、適切なケアを目的として認知症啓発に取り組みます。また、認知症になっても住みよい安全・安心のまちづくりを進めます。

介護が必要になっても地域で安心して暮らせるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。

🌿 市民の取り組み

自分の知識・経験を活かして、住みよい地域づくりや活力あるまちづくりに参加しましょう。

地域のみんがが声かけをし、高齢者が閉じこもりがちにならないようにしましょう。

地域のふれあい・支え合い・助け合い活動に参加しましょう。

自分にあったスポーツなどに取り組み、健康の維持・増進に努めましょう。

🌿 行政の取り組み

1 生きがい活動などへの支援

高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、老人クラブ活動の育成、支援を行います。

老人福祉センターなどにおける自主サークル活動や、様々な分野で高齢者の社会参加を進めるような生きがいづくり活動への支援を充実します。

高齢者同士のネットワークづくりやボランティア参加の仕組みづくりを支援するとともに、高齢者が活動・活躍できる場の情報提供に努めます。

地域の中で高齢者や子どもたちが集い、ふれあえる場の開設により世代間の交流を推進し、高齢者が長年培ってきた知識や経験などを次の世代に継承していけるよう努めます。

高齢者活動の拠点となる老人福祉センターなど高齢者福祉施設の有効活用に努めます。

シルバー人材センターなどとの連携により、高齢者の就労の場づくりを進めます。

2 介護予防の推進

高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならないよう、通所型・訪問型の介護予防事業の実施などにより、介護予防の推進に努めます。

すべての高齢者を対象として、地域サロンの拡充や、誰でもどこでも、気軽にできる体操の普及など、高齢者の健康維持・増進のための支援に努めます。

地域での介護予防に関する啓発活動に取り組むサポーターの育成に努めます。

3 認知症ケア支援体制の整備

認知症は早期発見・早期治療が大切であり、治る認知症があることや早期の対応により進行を遅らせることができるなど、認知症についての理解を深める啓発に努めます。このため、自治会や地域サロン、老人クラブなど、各種団体での認知症啓発活動を推進します。

認知症啓発リーダーを育成するとともに、主体的に啓発活動を展開できるよう支援し、その活動の輪を広げていきます。

認知症の早期発見・早期対応や認知症高齢者と介護者への支援、介護サービスの基盤整備などを推進するとともに、三重の安心ネットワークの地域づくりを推進します。

市立病院において認知症相談窓口の開設を検討します。

認知症のためにサービス利用上の不利益を受けたり、権利が損なわれたりしないよう、地域福祉権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用支援に努めます。

4 介護保険制度の健全運営とサービスの充実

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスや認知症ケアの充実など、介護サービスの質の向上を図るとともに、地域に密着した介護サービスの整備など基盤整備を進めます。

要介護状態になっても、適切な介護サービスの提供により重度化防止に努めるとともに、尊厳を持って自立した生活を送れるよう支援します。

介護サービス給付費の適正化を図るとともに、保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険財政の安定運営を図ります。

適切な事業者選択やサービスの質の確保が図られるよう、介護サービス事業者に関する情報開示や主体的な評価システムの推進に努めます。

5 地域包括支援センターの充実

福祉や介護に関わる総合相談や介護予防事業のマネジメント業務とともに、保健・医療・福祉・介護の連携やボランティアなどの市民活動などを含めた地域包括ケアを機能させます。

自立した生活が困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるよう、虐待の防止と地域福祉権利擁護事業を実施します。



高齢者と子どもの世代間交流



介護予防教室

4 障害者（児）福祉の充実

現状と課題

誰もが生きがいをもっていきいきと暮らせるまちを築くためには、障害者も高齢者も地域でともに暮らし、ともに生きる社会こそ普通の社会であるというノーマライゼーションの考え方にたつて、参加と自立を支援するまちづくりを進めなければなりません。

障害者を取り巻く国の制度改正の動きはめまぐるしく、平成12（2000）年に社会福祉事業法など8つの法律が改正され、平成15（2003）年度には、身体障害者と知的障害者の在宅サービス、施設サービスの一部が支援費制度へ移行し、「措置」から「契約」へという社会福祉基礎構造改革が進められました。さらに平成18（2006）年度からは障害者自立支援法が施行され、新たな制度として3種別（身体・知的・精神）の障害を一本化して対象とする自立支援給付が導入されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

近年、本市では、身体障害者手帳所持者のうち重度1、2級の所持者が全体の約4割を占め、年々その割合は大きくなりつつあります。また、65歳以上の方が70%近くになり、障害の重度化と高齢化は、障害者施策を考えるうえで大きな課題となっています。特に最近は、脳血管疾患や腎臓疾患を原因とした障害が多く見られ、四肢、視覚、言語等の障害が重複化する傾向にあります。

本市では、自立支援給付などによる各種福祉サービスの提供により、障害者のニーズに応じた居宅及び施設支援を行うとともに、心身の重度障害者（児）に対して各種手当などの支給により生活の安定と経済的負担の軽減を図っています。併せて、積極的な社会参加の促進を図るため、外出支援・コミュニケーション支援等を行っています。今後、障害者の地域生活を支えるためには、地域住民の障害に対する理解とともに、生活全般への支援、福祉サービスの充実とサービス供給体制の整備が必要です。また、障害種別間のサービス格差の解消とサービス利用に対する意識の地域格差解消のため、各種障害福祉サービスの周知を図ることが必要です。

また、子どもたちの発達障害などへの対応については、乳幼児健診や相談時に乳幼児の発育状況を適切に把握し、障害の早期発見・早期支援を行うため、健診や相談体制の一層の充実に努める必要があります。障害児通園事業については、「めだかの学校」（旧八日市・永源寺・五個荘・能登川・蒲生）、「愛犬つくし教室」（旧愛東・湖東）で実施していますが、市として一本化を図る必要があります。

さらに、障害や障害者に関する正しい理解が広まるよう、関係機関との連携のもとに啓発を進める必要があります。特に精神障害については、正しい理解を得るための重点的な啓発が必要です。

そして、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ボランティアをはじめとする市民や事業者・行政が連携して、地域全体で支える体制づくりが必要です。

身体障害者手帳等の交付状況

区 分	所持者数（人）
身体障害者手帳	4,295
療育手帳	736
精神障害者保健福祉手帳	256

資料：障害福祉課（平成18年4月1日現在）

🌿 基本的方向

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域や医療機関と連携しながら自立に向けた支援体制を充実するとともに、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、障害者福祉の充実に努めます。

ノーマライゼーションの考え方にたって障害や障害者に関する正しい理解が広まるよう、関係機関との連携のもとに啓発を進めます。

通所施設など日中活動の充実や地域内企業の協力による就労の場の確保などにより、障害者の地域社会への参加を促進するとともに、地域における在宅生活の拠点としてグループホームなどの充実に図ります。

障害の早期発見、早期支援の推進や障害児の保育・教育の充実に図るとともに、保護者が楽しく適切に子育てしていけるよう支援していきます。

🌿 市民の取り組み

障害や障害者に関する正しい理解を深めましょう。

まちで困っている障害者に会ったら、自分にできる介助を心がけましょう。

障害者の安全な通行を妨げる駐車、駐輪をやめましょう。

障害者団体・施設などが実施する行事に積極的に参加し、理解を深めましょう。

🌿 行政の取り組み

1 障害福祉サービスの充実

障害者の活動の場であるデイサービス事業やサロンの充実に努めます。

手話通訳士を活用し、聴覚障害者のコミュニケーション支援の充実に図ります。

視覚障害者や重度障害者などの移動支援体制の充実に図ります。

通所型施設を利用する形態から一般事業所への就労を促進するため、相談体制と就労支援体制の充実に図ります。

住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、グループホームへの支援強化に努めます。

障害者を地域で支えるために、相談体制の充実やボランティアの育成に努めます。

障害程度区分等審査会による公正な認定と、ニーズに基づく自立支援給付の公平な支給決定に努めます。

2 障害の早期発見・対応と発達支援の充実

乳幼児の発育状況を適切に把握し、早期に障害を発見し対応できるよう、乳幼児健診や相談体制の充実に努めます。

障害児通園事業において、より専門的な対応ができるよう職員配置や研修機会の充実に図るとともに施設の整備に努めます。

乳幼児期から学齢期への移行がスムーズに行えるよう、保護者とともに個別支援計画などを立案し、その推進に努めます。

学校教育において、障害児を含めた誰もがともに学べる教育環境の整備に努めます。

保健・福祉・医療・教育・就労などの関係者・関係機関との連携強化に努め、就学前から教育、就労に至るまで、障害者（児）の成長と発達を一貫して支援するとともに、相談支援体制の充実に努めます。

3 障害に関する啓発の推進

障害や障害者に関する正しい理解が広まるよう、関係機関と連携しながら啓発に努めます。特に、精神障害に関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、誤解や偏見の是正に努めます。

障害者が地域の行事に参加したり、地域住民が障害者施設の催しに参加するなど、相互の交流が深まるよう支援します。

学校教育や生涯学習における福祉教育の充実に努めます。

4 総合的な支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、小地域ネットワークづくりなどを通じて、市民・事業者・行政が連携して地域全体で支える体制づくりに努めます。

障害があるためにサービス利用上の不利益を受けたり権利が損なわれることのないよう、地域福祉権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用支援に努めます。

障害者及び家族のニーズに適切に対応して、相談からケアマネジメント、適切なサービスの提供までを円滑に行えるよう、関係者・関係機関との連携のもとに、総合的な相談・支援体制の確立に努めます。



さをり織り作業の風景